

議案第33号

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和2年3月25日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例

清水町中小企業近代化資金融資条例（昭和38年清水町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第1項第1号」の次に「及び第6号」を加える。

第6条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）据置期間 12月以内

第6条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）据置期間 12月以内

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）据置期間 12月以内

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。